

浜松市水泳場に係る審査基準及び処分基準

(目的)

第1条 この要綱は、浜松市水泳場条例（平成9年浜松市条例第64号。以下「条例」という。）に基づく申請に対する処分及び不利益処分を行うに当たっての審査基準及び処分基準を定めることにより、処分の公正の確保と透明性の向上を図り、もって条例の適正かつ円滑な執行を行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、条例及び浜松市総合体育館条例施行規則（平成12年浜松市規則第78号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(利用の許可に係る審査基準)

第3条 条例第6条に基づく利用の許可は、次の各号のいずれかに該当する場合は除くほか、これを行わなければならない。

(1) 水泳場の利用の申請が他の利用許可と競合する場合

(2) 条例第7条の規定に基づき利用を制限する場合

2 条例第7条第2号に規定する「公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 水泳場で大会等が開かれることにより、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれるという明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される場合

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の許可なく第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する行為を行う場合

(3) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）その他の法令に違反する行為について刑事事件により起訴されている場合において、当該行為を行うとき

3 条例第7条第3号に規定する「集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等が主催し、又は共催して事業を行う場合をいう。

4 条例第7条第5号に規定する「管理上支障があると認めるとき」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 利用予定人員が施設の収容人数を超える場合その他申請者若しくは他の利用者の安全の確保又は施設の設備の機能等に支障を生じると認める場合

(2) 施設の定期点検その他管理上必要な事由が生じた場合

(使用料又は利用料金の還付に係る審査基準)

第4条 規則第9条第1項第1号又は規則第9条の5第1項第1号に規定する場合は、条例第8条第1項に定める額を還付する。

2 規則第9条第1項第2号又は規則第9条の5第1項第2号に規定する「市長(指定管理者)が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは、天災、事故その他の不可抗力により、水泳場の施設の利用が困難となった場合をいい、条例第8条第1項に定める額を還付する。

(利用許可の取消しに係る処分基準)

第7条 条例第13条の規定による許可の取消し、利用条件の変更又は利用の停止は、次の表に定めるところにより行うものとする。

要件	処分内容
1 条例第13条第1号	-
(1) 条例第8条第2項又は条例第19条の2第1項の規定に違反して使用料又は利用料金を納付しないとき。	許可の取消し
(2) 条例第12条の規定に違反して利用の権利を譲渡し、又は転貸したとき。	許可の取消し
(3) 規則第10条各号に規定する遵守事項に違反したとき。	-
ア 規則第10条第1号の規定に違反したとき。	利用の停止
イ 規則第10条第2号の規定に違反したとき。	利用の停止
ウ 規則第10条第3号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において違反が明らかになったとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際違反が明らかになったとき。	利用の停止
エ 規則第10条第4号の規定に違反したとき。	利用の停止
オ 規則第10条第5号の規定に違反したとき。	-
(ア) 利用前において指示に違反したとき。	許可の取消し
(イ) 利用の際指示に違反したとき。	利用の停止
(4) 偽りその他不正な手段により、条例第6条の規定による許可を受け、又は条例第10条の規定による使用料若しくは条例第19条の3の規定による利用料金の減免を受けたとき。	許可の取消し

2 条例第13条第2号	-
(1) 第3条第4項第1号に該当するとき。	許可の取消し又は利用条件の変更
(2) 第3条第4項第2号に該当するとき。	
(3) 第3条第4項第3号に該当するとき。	
3 利用の条件を変更し、又は利用を停止した場合において、利用者が、正当な理由が無く、条件に従わず、又は利用を継続しようとしたとき。	許可の取消し

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。